

COTTON USA ライセンス契約ガイドライン

米国以外で販売の場合

米国以外で販売される商品に COTTON USA マークを添付する場合は、その製品（衣料品、家庭用繊維製品、不織布製品）は 50%超^{※1} のアメリカ綿を含んでいること。

米国内で販売の場合

米国内で販売される商品に COTTON USA マークを添付する場合は、その製品は 50%超^{※1} の綿を含み、且つその内アメリカ綿が 100%であること。

両方で販売の場合

米国内および米国外で販売される場合は、米国内の場合の基準が適用される。

※1 50%超とは、50%より多いという意味で、50%は含まれない。

例	混率	認定の可否	
		米国以外	米国内
1) 米綿 100%の製品 ($1 \times 1 = \text{米綿 } 100\%$)			
2) 綿 51%、化繊 49%の製品で、 綿は、米綿 100% ($0.51 \times 1 = \text{米綿 } 51\%$)			
3) 綿 100%の製品で、 綿の内訳：米綿 55%、他国綿 45% ($1 \times 0.55 = \text{米綿 } 55\%$)			
4) 綿 60%、化繊 40%の製品で、 綿の内訳：米綿 85%、他国綿 15% ($0.6 \times 0.85 = \text{米綿 } 51\%$)			
5) 綿 80%、化繊 20%の製品で、 綿の内訳：米綿 60%、他国綿 40% ($0.8 \times 0.6 = \text{米綿 } 48\%$)			
6) 綿 50%、化繊 50%の製品で、 綿は、米綿 100% ^{※2} ($0.5 \times 1 = \text{米綿 } 50\%$)			

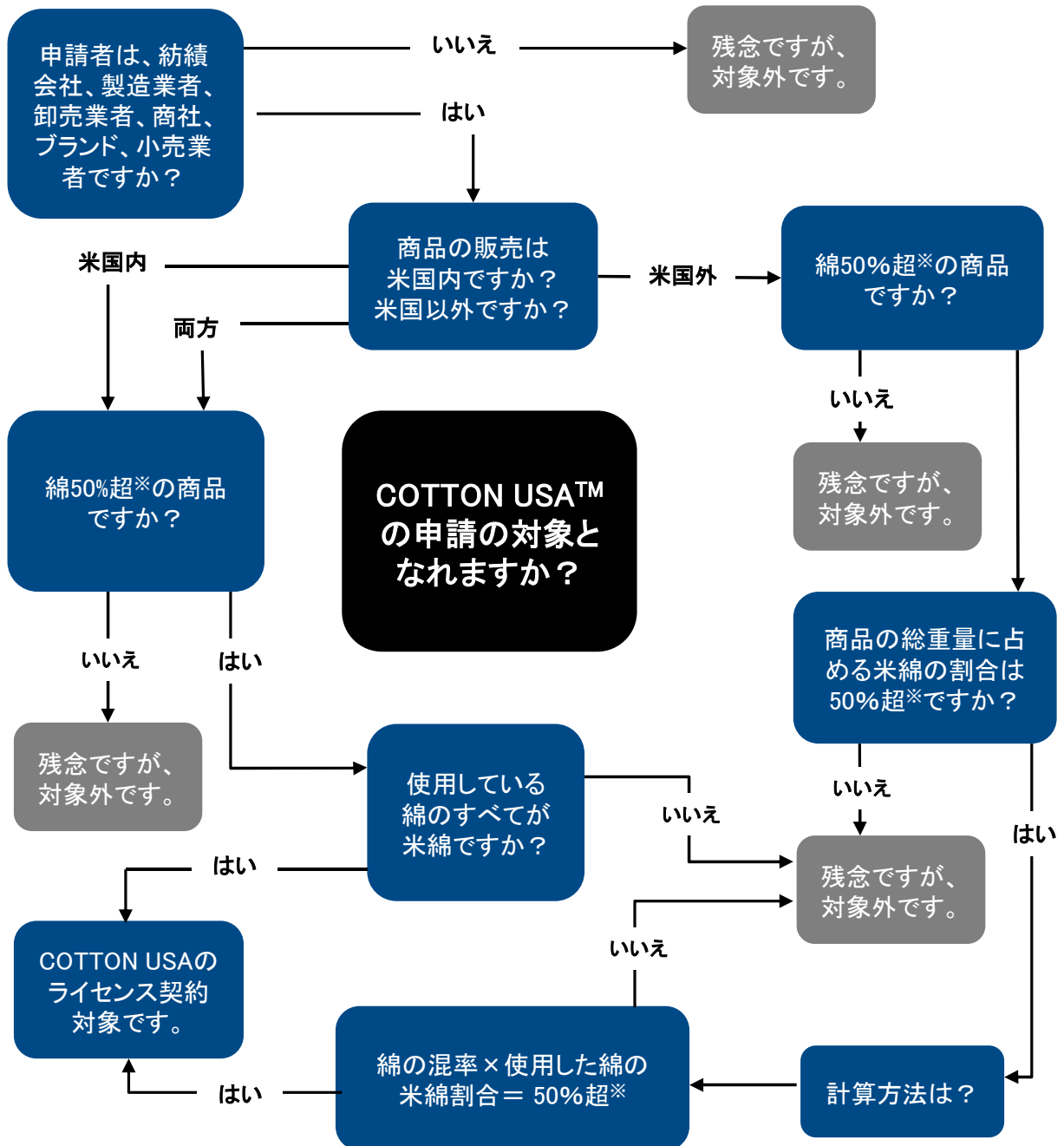
※2 混紡の衣料品ではより高い関税率の品目が適用されるので、綿 50%、化繊 50%の製品の場合、関税などに係る統計品目は「化繊」に分類される。

綿の衣料品に分類されるためには、その製品が綿 50%超でなければならない。つまり 50.1%であれば綿衣料品とみなされる。この率であれば、例6) は米国内および米国外の両方で COTTON USA マークの対象となる。



COTTON USA™
THE COTTON THE WORLD TRUSTS

スタート



※ 50%超とは、50%より多いという意味で、50%は含まれない。